

研究専攻（専門領域）		文化構造研究専攻（地理学）		学籍番号	05CS009
氏名	岡川 善尚	ローマ字	OKAGAWA Yoshinao	国籍 (留学生)	
修士学位論文名	東京大都市圏近郊の市街化区域における樹林地保全に関する研究 — 東京都清瀬市を事例に —				
提出年月日	2009年1月8日		指導教員	菅野 峰明	
体裁 (論文)	141頁 (1頁 1200字)		言語	日本語	
別冊添付資料等					
キーワード	都市計画 樹林地保全 GIS 市民団体 大都市圏				
<p>本研究は東京大都市圏近郊の市街化区域で現在に至るまで相当面積の樹林地が保全されてきた東京都清瀬市を事例とし、1) 地理・地形的条件、2) 行政による保全制度の有効性、3) 地権者の樹林地に対する意識、4) 市民の樹林地保全に対する意識、5) 市民団体の樹林地保全に対する役割の5つの視点から樹林地保全を分析した。</p> <p>著者は樹林地の保全を「都市内において一定面積の樹林地が残り、その樹林地の維持管理活動が必要程度行われていること」と定義し、それを「都市内における一定面積の樹林地の残存」と「樹林地の維持管理活動」の2つの要素に分けて分析を進めた。</p> <p>はじめに「都市内における一定面積の樹林地の残存」に焦点をあてて樹林地が保全されてきた理由を検討した。その結果、主な理由には私有樹林地の地権者の土地所有についての意識が関係していたことが分かった。即ち、多くの地権者が今まで土地の売却を考えたことがなく、先祖代々所有してきた土地を樹林地としてそのまま保持したいという意志をもっていたために、市街化区域において現在まで多くの樹林地が開発されずに残されてきたことが明らかになった。また一部の樹林地では今日でも落葉を利用した堆肥生産が行われており、このことも樹林地が市街化区域で残存してきた理由の一つといえる。</p> <p>一方、地理・地形的条件と行政による保全制度は市街化区域における樹林地の残存についてそれぞれ一定の役割を果たしてはいたが、あくまでも副次的な要因に過ぎなかったことが判明した。</p> <p>次に、保全に関する2つ目の要素である「樹林地の維持管理活動」について検討を行ったところ、市民団体が樹林地の保全に重要な役割を果たしていたことが明らかになった。公有地の維持管理活動は、市民団体が行政の維持管理にかかるコストを低減させる役割を担っており、他方、私有地の維持管理活動は、市民団体がボランティアによる樹林地の維持管理を希望する地権者とその維持管理活動へボランティアとして参加を希望する市民とを結びつける働きをしていた。</p>					